

地方公共団体支援・提言骨子（案）

表題：「持続可能な維持管理実施体制の構築」

1. 背景

- インフラを適切に維持管理し、日常生活・社会生活の基盤となるサービスの提供を確保することは、将来にわたって活力ある地域社会を維持するために必要不可欠である。
- 現在各施設分野において維持管理に関する法令・基準等が整備され、新たな維持管理体制への移行がスタートしたところ。
- 一方、市町村では財政状況が厳しく、人員・技術力も不足している状況。
- 今後、老朽化する施設が急増するとともに、それに伴い破壊に至るような事態も想定され、部分的な修繕のみでは対応できなくなることも想定される。
- このような事態は、1つの市町村や都道府県単位でみた場合には発生件数がそれほど多くないため、その対応へのノウハウの蓄積が乏しく、全国の事象に精通し、専門の機関を持つ国が対応する場合も必要となってきた。
- 今後、将来の持続可能な維持管理の実施に向けて、市町村が施設管理者としての責任を果たすことができるよう国、都道府県、市町村、民間事業者、学識者が適切な役割分担のもと総力戦で対応していく必要がある。
- 本委員会では、人員、技術力に課題が多い市町村に対する支援を想定し、国、都道府県等による市町村支援の今後の方向性を審議。
- この方向性は、都道府県が多くの施設を管理する分野においても、国と都道府県との関係として参考となる。

2. 今後行うべき取り組みの考え方

- 国はこれまで、維持管理に係る基準やマニュアルの整備、研修の充実・強化等地方公共団体への支援を実施してきている。今後は、下記取組を実施すべき。

【各主体の役割の考え方】

- 国はインフラの「所管者」として市町村における維持管理体制構築のための制度や仕組み等を構築するとともに、国による管理を行っている施設分野では「管理者」として有する高度な技術や幅広い知見を活用する支援（都道府県では対応が難しいもの）を実施すべきである。
- 都道府県は市町村を包括する地方公共団体であり、事務の共同処理について公益上必要がある場合、市町村に対し協議会の設置を勧告できるなど指導的役割を担っている。このため、原則として市町村に対する窓口となるとともに、例えば国が作成するガイドラインに基づき、市町村が共同処理体制を構築する場合に、国と連携し、助言、調整といった体制構築の支援を行うこと等が特に期待される。
- 市町村は、多くのインフラを管理する責任主体として、単独でそれらを維持管理する体制構築が困難な場合であっても、他の市町村と共同事務処理体制を構築するなど、適切な体制を構築する責務を有している。
- メンテナンスについては、今後右肩上がりにその対象施設が増大するとともに、従来以上に大規模もしくは高度な技術力が必要な修繕等が増大することが予想されることから、メンテナンスに軸足をおいた建設産業の活性化が期待される。民間事業者は、従来からの点検・診断、補修・修繕を担うという役割に加え、メンテナンスの効率化・高度化のための先進的な技術開発にも取り組むなどの新たな役割が期待される。
- 学識者は維持管理に関する技術・制度等の研究を通じ、メンテナンス体制の高度化に貢献することが期待される。

【具体的取組の考え方】

1) 市町村の体制強化

- 市町村は自ら持続的にメンテナンスを実施できる組織体制を責任主体として計画的に構築していくことが必要である。
- しかしながら、市町村では人員・技術力が不足しているとともに財政状況も厳しく、単独の市町村で技術職員を新たに雇用・育成することが困難なことも想定される。特に、メンテナンスを要する施設が急増する中、技術職員の育成には時間を要することから、既存の民間技術者等を活用することが現実的な対応策となっている。
- このため、複数の市町村により共同で事務処理にあたることや、メンテナンスに精通した民間技術者を自らの組織の中で活用すること、また、これまで行政で行うこととしていた業務を民間事業者等に包括的に委託することで、維持管理体制の強化を図ることが有効である。
- 国等は、市町村におけるこのような取り組みが促進されるように、ガイドラインの整備や技術者活用の仕組みの構築、財政的支援を実施すべき。

①維持管理の共同処理体制の促進

- 地方自治法において、複数の市町村で事務を共同処理する制度が示されているが、管理責任がもとの市町村から移動する、迅速な意志決定が困難、中心的な役割を果たす市町村の負担が大きい等の課題があり、これまでインフラのメンテナンスにおいて当該制度を活用している事例は下水道分野以外にはほとんど見られない。
- このような課題に対し、より一層広域連携を進めるため、本年地方自治法が改正され、より弾力的な新たな共同処理の制度が設けられたところである。
- 市町村は、単独で組織体制の構築が困難な場合は、地方自治法に新たに設けられた制度を活用し、他の市町村と連携して事務を処理することも検討する必要がある。
- 国は連携の取組促進のため、「連携協約」「事務の代替執行」等の制度の活用方策や共同発注する事務の範囲、費用と責任の分担の考え方などをガイドラインとしてとりまとめるべきである。ガイドラインの作成に向け、国は、都道府県、市町村と連携し共同処理体制を試行すべきである。

- 共同処理体制の構築にあたっては、その体制が確実なものとなるよう、関係機関が事前に調整しルールを決めておく必要がある。
- 特に、市町村を包括する都道府県は、市町村による共同処理体制の構築について助言・調整や必要に応じて勧告を行うことが期待される。
- 市町村の技術力等に差異がある場合には、中心的な市町村に過度な負担が生じないように、技術者の派遣など適切な支援がなされるよう配慮する必要がある。

②技術者派遣の仕組みの構築

- 市町村は、自らの体制のみでは適切な維持管理を実施することが困難な場合は、自らの組織の中に民間技術者を導入、活用して維持管理体制の強化を行うことも検討する必要がある。特に、技術者の育成には時間を要することもあり、自らの技術力向上の観点からも戦略的に民間技術者の活用を考える必要がある。
- その際、複数の市町村が共同して事務処理することにより派遣技術者の受け入れ体制の構築を図ることも想定される。
- 維持管理に関する技術者の技術力を評価する仕組みとして、新たに資格制度が構築されるところ。技術者派遣の仕組みの構築にあたっては、この資格制度に加え、市町村の派遣技術者の選定に資するよう、保有資格、経験等を明らかにする人材登録制度が必要である。
- また、一定の技術水準等を満たす民間技術者集団（企業・団体）の体制を確保し、派遣できるような仕組みを構築すべきである。
- 加えて、財政状況によっては経費負担が厳しいことも想定されることから、民間技術者集団から派遣される技術者の経費を国等から市町村に対して支援することも重要である。
- なお、下水道分野のように、既存の公的な技術者集団（日本下水道事業団等）の活用・強化を図ることも重要である。

③点検・診断、補修、修繕の民間事業者への包括委託の推進

- 市町村における人員・技術力の不足を改善するために発注、監督、検査の各段階において従来行政が行ってきた事務の一部の外部委託を進める。これは、民間事業者の活躍の場を拡げるとともに、民間の創意工夫を促す機会となることが期待される。

- 通常、建設コンサルタント会社が受託している点検・診断から建設会社が受託している補修・修繕までを包括委託（複数業務・複数年包括契約）することにより、コンサルタントと建設会社間の技術交流が促進され、民間事業者による創意工夫、新技術の開発導入や、メンテナンスに軸足をおいた建設産業の育成も期待される。また、市町村の実施する事務の省力化も図られる。
- さらに、例えば道路と上下水道の業務を併せて一体的な点検（複数分野・複数年包括契約）を実施することで新たな技術開発等が進む可能性もある。
- このため、国は、市町村と共同し、このような包括委託について試行することにより、課題や留意点を整理し、取組が促進されるようガイドラインの策定等の推進方策を検討すべきである。

2) 国・都道府県等による技術的判断の支援及び代行の実施

- 道路分野では、地方公共団体が管理する橋梁等について、高度な技術を要し、かつ社会的な影響が大きなものについて、当該地方公共団体からの要請があった場合、国により改築・修繕工事を代行する制度を設けている。また、国が直接調査し技術的助言を与える仕組み（直轄診断）について、試行を始めたところ。
- 施設の責任主体は各管理者であることが前提であるが、このような取り組みを踏まえ、市町村では技術的に対応が困難なメンテナンスについて、国・県が体系的に助言、代行する仕組みを構築すべき。
- また、国（国土交通省）は自然災害時に被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対し技術的な支援を行う体制を整備している。（緊急災害対策派遣隊[TEC-FORCE]）。しかしながらその対象には大規模自然災害が位置づけられているのみでメンテナンスにかかる緊急対応については対象となっていない。
- メンテナンス関係の事故などに緊急的に対応する場合もあり、自然災害時のみならずメンテナンスに関する緊急時にも地方公共団体への技術的支援を行う体制を整備すべき。
- 上記取り組みのうち、道路分野の修繕等工事の代行以外は、現在法制度化されておらず、責任の所在、財政的裏付けが不明確となることから、その制度的位置づけを明確にすべきである。

④体系的な助言・代行の仕組みの構築

- 市町村からの技術的相談について、都道府県、地方整備局・事務所が対応する手順について各地域でルール化を図るべきである。対応については、社会的に重要かつ1つの都道府県に蓄積される技術力では対応が困難なものについては国が対応し、それ以外は都道府県で対応することが必要である。
- このため、技術的に高度なものについての的確な助言、代行を行うため、全国のメンテナンスに関する事例やデータを蓄積し、技術的支援を行うための新たな組織が必要である。
- さらに市町村で対応が困難な技術的に高度で社会的影響が大きな施設については、市町村の要請を踏まえ、必要に応じて国がその権限を代行し、必要に応じ点検、診断し、補修・修繕を行う一貫した代行制度が必要である。

⑤緊急的な対応制度の構築

- 緊急的に高度かつ重大なメンテナンスが必要になった場合に、市町村の要請を踏まえ国が点検・診断、応急対応について技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する制度が必要である。
- 具体的には、TEC-FORCE により対応できるよう位置付けるほか、必要な制度についてもその充実を図るべきである。

以上